

令和元年度第2回水巻町農業委員会総会

第2回農業委員会総会

1. 開会日時 令和元年5月13日(月) 午前9時58分
2. 閉会日時 令和元年5月13日(月) 午前11時20分
3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎会長	江藤 喜美雄副会長
1番 永沼 靖委員	2番 小林 迪郎委員
3番 甲斐 洋子委員	4番 行正 公俊委員
5番 豊澤 正雄委員	7番 疋田 玲子委員
8番 小田 弘二郎委員	9番 木原 一博委員

出席推進委員

北部 佃 一俊委員	南部 入江 弘委員
-----------	-----------

5. 出席事務局員

事務局長 原田 和明	係 長 遠坂 拓
係 員 白川 勉	係 員 久保 美咲

6. 欠席委員

6番 安部 義人委員

7. 会議内容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員2名

1番 永沼 靖委員	2番 小林 迪郎委員
-----------	------------

(4) 農地法第 5 条申請について

(5) その他事項

ア. 利用権の設定について

イ. 農地巡回パトロールの報告について

ウ. 全国農業委員会会長全国大会について

エ.平成 31 年度水巻町人権教育研究協議会への代表委員の推進について

オ.その他

(6) 閉会

第2回水巻町農業委員会総会

令和元年5月13日

(9時58分開会)

木寺会長 ; (挨拶)

出席12名、定足数に達していますので、ただいまから令和元年度第2回農業委員会総会を開催いたします。

議題第1、会議録署名委員の指名についてを議題といたします。本総会の会議録署名委員に、1番永沼委員、2番小林委員を指名します。

議案第2-①、農地転用計画変更承認申請及び議案第2-②農地法第5条-①申請についてを議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《計画変更・農地法第5条-①申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である木原委員から説明をお願いします。

木原委員 ; 最初の申請の時は二つの田んぼが残っていて用水路確保となっておりましたが、このたび宅地造成となりましたので用水が不要になりましたので、その辺は問題なくなっております。あとは書かれていますとおりです。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田委員。

小田委員 ; 405は畑ですか。水はどうなるのですか。

木原委員 ; 水の取り入れはないです。

小田委員 ; ありがとうございます。

木寺会長 ; ほかに意見がある場合は挙手をお願いします。

質疑を終わります。

ただいまから、採決を行います。

農地転用計画変更承認申請及び農地法第5条-①申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2-①、農地転用計画変更承認申請及び議案第2-②農地法第5条-①申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

議案第2-③、農地法第5条-②申請についてを議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条-②申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員 ; 今、事務局から説明がありましたように何も言う事はありません。伊左座は表土がたくさん余っておりますので、表土を入れてそのままアスファルトを

するという事です。両側は畑を作っていますが、何十年も前に用水は死んでいます。用水も一緒に草が生えないように法面も全部アスファルトをして境界は板でも埋めて先々わかるようにするという事で説明がありました。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。
ただいまから、採決を行います。
農地法第5条一②申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2-③、農地法第5条一②申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
議案第2-④、農地法第5条一③申請について議題といたします。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条一③申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員 ; 今、説明がありましたとおりで私のほうからは何も説明することはありませんのでよろしくお願いします。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。
農地法第5条一③申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第2-④、農地法第5条一③申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
議案第2-⑤、農地法第5条一④申請についてを議題といたします。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条一④申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員 ; 現地確認に行きました。

209、210-1、211-2 は 5 月造成の用悪水路を生かさないと水が取れないんです。公民館の前の上下水道の工事で、アスファルトがでこぼこで、出来ていないんです。3月に業者がアスファルトをするという話になっていますが、今日まで話が延びていました。刈入れが終わるまで工事をさせませんと業者に言いましたが、建設課、上下水道課に言っても業者がアスファルトをするのでしめませんと。このままだと年内アスファルトができないので、産業振興係に 5 月の農転にかけてくださいと私のほうからお願いしました。アスファルトをしてほしいのが第1なんです。3月から延び延びになっていますので仕方ないと思います。ここの3反は田植えをしてもらいます。

- 木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
- 小田委員 ; 私は初めて経験したんですけれど、用悪水路側の畔がありますね、そこにセメントを塗ってくださいとあるじゃないですか。隣の永沼さんの所は土ですよ。境界線は何かされるのですか。片方はセメントで、片方は土だと土側が壊れていくかな。そこは誰が工事するんですか。吉田で問題になっています。
- 永沼委員 ; 境界は空洞ブロックの 2 段積みになってないかね。田んぼなら畔がいるけれど、畑だから溝でいいかと思っています。
- 小田委員 ; 吉田のほうは、田んぼがあって、宅地側が水路、田んぼのままの畔だから境界線がセメント側が下がっていて田んぼの持ち主側がどんどん壊れて流れているんです。畔が壊れているんです。皆さん方はどうされているのかなと思って。
- 木寺会長 ; 事務局今までそういった話がありますか。
- 事務局 ; おそらく、排水路敷きが土間コンクリートということで畔が宅地造成している側に倒れて最終的には排水路敷きに入ってしまうというお話だったと、法の部分をコーティングすれば土が入ってこないのではないかと、最終的に事務局と事業者とで話をしたんですけれど、そこは小規模開発をしないところで、宅地の造成工事がほぼ終わっていましたので、そこに土が入ってしまうと埋まってしまうので、その部分だけを土間コンクリートでくるむように処理を行いました。どこもかしこもそうなっているかということ、ある程度土間コンクリート敷きになっているところもあります。最初の打ち合わせの段階で土が入ってこないような処理をしているところもあります。一番いいのは宅地造成の時に話を地元としていただいて進めていただくのが一番いいかなと思います。
- 木寺会長 ; よろしいですか。
- 他に意見がある場合は挙手をお願いします。
- ないようなので、ただいまから、採決を行います。
- 農地法第 5 条一④申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。
- 一同 ; (挙手)
- 木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議案第 2-⑤、農地法第 5 条一④申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
- 議案第 3、その他について議題といたします。
- 利用権の設定について事務局の説明を求めます。
- 事務局 ; 《利用権の設定について説明》
- 木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
- ないようなので農地巡回パトロールの報告について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地巡回パトロールの報告について》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

永沼委員 ; ○○さんの所については、1週間後に草刈が済みました。

木寺会長 ; ご意見がある場合は挙手をお願いします。疋田委員何かないでしょうか。

疋田委員 ; 農業委員さん、永沼さん、草刈りがあったら大変ですね。いろいろ交渉して。

永沼委員 ; 言うのが大変です。

疋田委員 ; そうですよ。

木寺会長 ; 皆さんないですか。佃委員。

佃委員 ; 確認ですが、利用権設定です。個人が完全に相続している分は、話が持って行きやすいのですが、相続がうまくいっていない所は、こちらにも情報が来ていないんですよ。実際に誰かが犠牲になって税金を払っているのですが、その方に全員の承諾書を取れと言ってもうまくいかないという件があってですね。私は契約をするときに無理は言わないんですよ。契約ができないときは、引き受けてしなくていいと思っていますので。今日見たら全部書いてあるんですよ。こういう形になっているんだなと思って、非常にびっくりするんですよ。現実、どこの地区も厳しいところがあるので、JAとかいろいろ言われるんですよ。難しいところは引き受け手がなく、こっちもやりたくないというのが本音なんですよ。そういう事情もくんでいただきたいと、なあなあではいけないという事は十分に承知しています。以上です。

事務局 ; おっしゃることはわかります。すべての地権者の方とスムーズにできればいいんですけど、利用権の設定という事で、印鑑の取り交わしをという事もあります。可能な範囲でスムーズに進むように努力したいと思っています。重々理解しております。スムーズに進むように担当と交渉していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

佃委員 ; 質問していいですか。いろんな建築許可が出ますね。ここを通過したら戸建てが建ったり、倉庫が建ったりするんですよ。あとの最終検査は農業委員会は関係ないんですよ。

事務局 ; 《農地転用後の流れについて》

木寺会長 ; 事務局いいですか。私も農業委員になって、疑問に思ったこともあるので、出来たら次回、表みたいなのを配られたらいいと思うんですよ。そうしたら皆さん、水巻は転用が多いので、建物が建つ前は町がして、たった後は県がするという事も初めて知りましたし、そういったものを次回までに作っていただけると助かるかなと思います。

事務局最終確認をお願いします。

事務局 ; 最終確認につきまして、どの部署で行うのかお調べして正しくお知らせしたいと思います。こちらにつきましては、後日資料にまとめて回答したいと思

います。

木寺会長 ; 次回総会で配れるようにお願いします。農地巡回パトロールまで行きましたけれど、今まででご意見のある方は挙手をお願いします。

ないようなので全国農業委員会会長全国大会について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《全国農業委員会会長全国大会について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

ないようなので平成31年度水巻町人権教育研究協議会への代表委員の推薦について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《平成31年度水巻町人権教育研究協議会への代表委員の推進について》

豊澤委員 ; 継続でお願いいたします。

一同 ; (拍手)

木寺会長 ; 引き続き私が代表委員でよろしいでしょうか。

一同 ; (拍手)

木寺会長 ; よろしくをお願いします。

他に何かありませんでしょうか。事務局。

事務局 ; 《NOUSA I チラシについて》

木寺会長 ; この件に関しまして意見のある場合は挙手をお願いします。

ないようなので、事務局から今後の予定を説明願います。

事務局 ; 《今後の予定について》

木寺会長 ; 全体を通しまして何か意見はありますか。ある場合は挙手をお願いします。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもって、令和元年度第2回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

(11時20分閉会)